# お悔みにおけるご遺族の手続きについてのご案内

# ご遺族サポート「紡（つむ）ぐ」

「紡ぐ」は「糸を紡ぐ」という意味のほかに、詩や小説では「物語」、その他「思い」「幸せ」「人生」「命」など、貴重なもの、形の見えないものなどを「一つにつなげる」という意味で使われます。

大　井　町

## ■ご遺族・関係者の方へ

謹んで哀悼の意を表します。この度の届出に伴い、各種手続等についてご案内いたします。

最愛の方を亡くされ、心の整理も付いていらっしゃらない中、行政手続きをお願いするのは大変心苦しいところではございますが、「家族としての縁を紡ぐ」ものとして、ご容赦いただきたく存じます。

手続きは、お亡くなりになった方によって手続きが異なり多岐にわたるため、ご遺族等のご負担となっています。大井町では、それらを少しでも軽減し、分かりやすく安心してお手続きいただけるよう、ご遺族と「紡ぐ」お手伝いをさせていただきます。

この冊子をご一読いただき、ご不安なことがありましたらご遠慮なくお問い合わせください。

大井町長　小　田　眞　一

## ■ご遺族サポート「紡ぐ」でさせていただくこと

事前に故人にとって必要な手続きについてお調べし、スムーズなサポート体制を実現するため、「**予約制**」とさせていただきます。（予約せずに来庁された場合「ご遺族サポート」の利用状況や事前の調査ができないことによりお時間をいただくことがあります）

この冊子で必要な手続きや持参するものをご確認いただき、役場１階にある町民課（２番窓口）にお越しください。
事前にお調べした必要な手続きについて、担当職員が交代制によりサポートいたします。

ご不安、ご不明な点がありましたら、お電話等でのご相談やお問い合わせにも対応させていただきます。

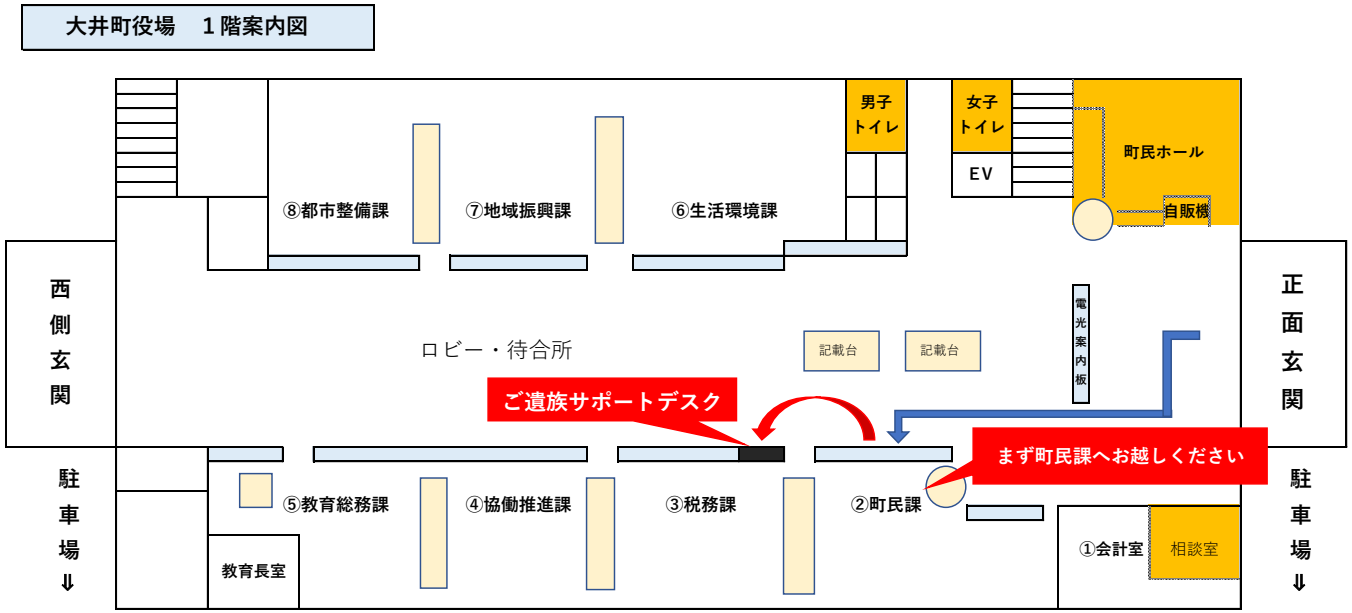


ご遺族サポートに関する担当課

大井町役場　町民課

**電話番号（予約・問い合わせ）**

０４６５−８５−５００６（直通）

※お電話の際は「ご遺族サポートの予約について」とご用命ください。

| 担当課 | 内容　※必要な手続きにチェックをしてください。 | 必要なもの | 完了済みチェック欄 |
|---|---|---|---|
| 各課共通<br>（町民課）<br>□ | □ ①税・料金の清算　清算が必要な場合は、各担当課より、清算に係る書類等を送付させていただきます。<br>□固定資産税　□町県民税　□軽自動車税(種別割)　□国民健康保険税　□介護保険料<br>□後期高齢者医療保険料　□水道料　□下水道使用料　□下水道受益者負担金<br>□道水路占用料　□給食費　□保育所保育料 | ありません。 | 国保 □　税務 □<br>水道 □　その他 □ |
| | □ ②役場に返却していただく物　役場で発行していた証等の返却　※該当するもの<br>□マイナンバーカード　□通知カード　□印鑑登録証　□住民基本台帳カード<br>□国民健康保険被保険者証　□後期高齢者医療被保険者証　□介護保険証<br>□介護保険負担割合証　□介護保険負担限度額認定証　□精神保健福祉手帳<br>□身体障害者手帳　□重度障害者医療証　□子ども医療証　□ひとり親医療証<br>□特別永住者証明書　□在留カード　□原付バイク等の標識交付証明書　□療育手帳 | 故人に発行されていた証をご確認のうえ、返却ください。 | □ |
| | □ ③送付先変更届　故人に係る通知が、故人の住所地と違う宛名に通知を送付する場合 | なし | □ |
| 各課共通<br>（税務課）<br>□ | 納税義務者「故人」口座名義「故人→新相続人」に係る口座振替（当該年度用）<br>□ ④口座振替依頼書（新規・変更）　故人の口座が凍結されると、口座引き落としができなくなります。引き続き口座振替を希望される場合は、相続人もしくは別の親族の口座登録が必要です。<br>※固定資産税や町県民税などは、本年１月１日時点の状況で税が決定し、亡くなられた場合であっても１年間は「故人が納税義務者」として課税されます。翌年度以降は支払うべき税金は相続財産とされ、相続人に継承されます。 | 【当該年度のみ】<br>□口座番号がわかるもの（口座振替したい方の通帳など）<br>□お届印 | □ |
| | □ ⑤口座振替解約届（廃止）　故人の口座を廃止される場合 | □口座番号がわかるもの（廃止となる口座の通帳など）<br>□お届印 | □ |
| | 納税義務者「新相続人」口座名義「新相続人」に係る口座振替（翌年度用）<br>□ ⑥口座振替依頼書（新規・変更）　「新しい納税義務者」に係る口座振替をご希望の場合は口座登録が必要です。 | 【翌年度以降】<br>□口座番号がわかるもの（口座振替したい方の通帳など）<br>□お届印 | □ |

| 担当課 | 内容　※必要な手続きにチェックをしてください。 | 必要なもの | 完了済み<br>チェック欄 |
|---|---|---|---|
| 町 民 課<br>85-5006<br>85-5007<br>□ | □ ⑦世帯主変更届　故人が住民登録上世帯主であり、新しい世帯主に配偶者以外を指定する場合に提出していただきます。<br>※単身世帯や 2 人世帯の場合、また、世帯主では無かった場合には届出する必要はありません。詳しくは別紙をご確認ください。 | □届出する方の本人確認ができるもの<br>（運転免許証、マイナンバーカード等） | □ |
| | □ ⑧葬祭費の請求手続き　葬儀を行った喪主または施主に対し葬祭費５０，０００円が支給されます。<br><br>□国民健康保険加入者<br>□後期高齢者医療保険（75 歳以上の方） | □喪主または施主の認印<br>□葬儀を行ったことが分かる書類（領収書写し・礼状ハガキ）<br>□口座番号がわかるもの（通帳など）<br>※後期高齢者医療保険は喪主と振込先が異なる場合、様式に委任状欄が必要 | □ |
| | □ ⑨国民年金の未支給年金・兼死亡届の手続き　国民年金受給者のみ。小田原年金事務所へ町が代わって提出します。 | □認印　□年金証書<br>□請求者の預金通帳 | □ |
| | □ ⑩死亡一時金の請求　国民年金加入者のみ。小田原年金事務所へ町が代わって提出します。 | □認印　□年金証書<br>□請求者の預金通帳 | □ |
| | □ ⑪国民年金含む、他の年金を受給されていた場合　上記に代わる手続きが必要となりますが、故人の年金の種類によって手続きが異なります。<br><br>□厚生年金　□障害厚生年金　□遺族厚生年金　□共済年金　□企業年金 | 厚生年金（障害・遺族含む）<br>小田原年金事務所など（１０頁参照）<br>共済年金（障害・遺族含む）<br>各種共済組合へ連絡してください。<br>企業年金<br>企業年金連合会へ連絡してください。<br>※年金事務所に提出する住民票や戸籍は、手続きに必要な書類等を提示することで無料交付できます。 | □ |

| 担当課 | 内容　※必要な手続きにチェックをしてください。 | 必要なもの | 完了済み<br>チェック欄 |
|---|---|---|---|
| 税務課<br>85-5008<br>85-5009<br>□ | □ ⑫相続人指定代表届　故人の固定資産税や町県民税等、税金に関する「納税通知書」を受け取る「代表者」を指定するもので、相続人のうち 1 人を代表として定めてください。 | □届出する方の本人確認ができるもの<br>（運転免許証、マイナンバーカード等）<br>□認印 | □ |
| | □ ⑬固定資産現所有者申告書　故人に代わり、所有権移転登記が済むまでの間、固定資産の現実の所有者を指定していただきます。この届出が無い場合は、町が相続人の指定をいたします。 | □届出する方の本人確認ができるもの<br>（運転免許証、マイナンバーカード等）<br>□認印 | □ |
| | □ ⑭未登記家屋所有者変更届出書　法務局に登記されていない家屋を相続された方は、この届出書の提出が必要です。 | □認印 | □ |
| | □ ⑮相続放棄について　故人の財産のすべてを相続する権利を放棄したいとき、家庭裁判所で行う手続きです。 | 家庭裁判所で手続きが行えます。<br>申述期間：３か月以内 | □ |
| | □ ⑯土地・家屋の相続による所有権移転登記　故人名義の土地・家屋の所有権を変更する手続きです。二宮町にある「横浜地方法務局西湘二宮支局」で手続きを行うことができます。また、代理で司法書士等（有料・委任状有）が手続きを行うこともできます。 | 横浜地方法務局西湘二宮支局（１０頁参照）<br>【役場で取得できる必要書類】<br>印鑑登録証明書・評価証明書<br>【その他必要書類】<br>実印・登記済証等 | □ |
| | □ ⑰相続税について　故人からもらい受けた財産に係る税金であり、相続税の計算により税が発生する場合には、相続人決定から 10 か月以内に最寄りの税務署（小田原税務署）に申告する必要があります。 | 小田原税務署（１１頁参照） | □ |
| | □ ⑱準確定申告の提出　１月１日からお亡くなりになった日までの所得税の精算手続きです。所得税の計算により、税の納付・還付が発生する場合には、お亡くなりになった日から４か月以内に最寄りの税務署（小田原税務署）に申告する必要があります。 | 小田原税務署（１１頁参照）<br>※相続人が複数いる場合は、相続人全員の署名・捺印が必要となります。 | □ |

| 担当課 | 内容　※必要な手続きにチェックをしてください。 | 必要なもの | 完了済み<br>チェック欄 |
|---|---|---|---|
| 税 務 課 | □ ⑲名義変更届（バイク）　大井町のナンバーの付いたバイクなどをお持ちの方は、名義変更・廃車をする手続きです。<br>□バイク 50 cc（白色）　□90 cc（黄色）　□125 cc（ピンク）<br>□小型特殊（緑）　□ミニカー（水色） | □認印<br>□標識交付証明書の返還<br>□廃車の場合はナンバープレート | □ |
| | □ ⑳軽自動車の名義変更　軽自動車の税金は町で取り扱っておりますが、名義等の変更は、平塚市にある「神奈川県軽自動車検査協会」で手続きが行えます。また、最寄りの業者（有料）でも可能です。 | 軽自動車協会（１１頁参照） | □ |
| 生活環境課<br>85-5010<br>85-5011<br>□ | □ ㉑給水装置使用開始届・給水装置所有者変更届　上水道の名義が故人であった場合は提出していただきます。 | ありません。 | □ |
| | □ ㉒受益者変更届　下水道受益者負担金を納付されている方は、納付者の変更に伴い提出していただきます。 | □認印 | □ |
| | □ ㉓公共下水道使用者変更届　井戸水をご使用されている方は、使用料金算定の変更に伴い提出していただきます。 | ありません。 | □ |
| | □ ㉔犬の（登録事項変更）届出書　犬の所有者が故人であった場合は提出していただきます。 | ありません。 | □ |
| | □ ㉕し尿処理変更届出書　し尿処理届者が故人であった場合は提出していただきます。 | ありません。 | □ |
| 地域振興課<br>85-5013 | □ ㉖農地法第３条の３第１項の規定による届出書　必要な方には、ご案内をお渡しいたします。 | ご案内をご確認ください。 | □ |
| 都市整備課<br>85-5014 | □ ㉗道路・水路占用変更許可申請書　故人が占用者の場合は、申請していただきます。 | ありません。 | □ |
| 教育総務課<br>85-5015 | □ ㉘就学援助の申請手続き　ご案内をお渡しいたします。 | ご案内をご確認ください。 | □ |

| 担当課 | 内容　※必要な手続きにチェックをしてください。 | 必要なもの | 完了済み<br>チェック欄 |
|---|---|---|---|
| 福 祉 課<br>83-8024<br>□ | □ ㉙返還届（身体障害者手帳,療育手帳,精神保健福祉手帳）　身体障害者手帳,療育手帳,精神保健福祉手帳をお持ちの方に、提出していただきます。 | □認印　□身体障害者手帳<br>□療育手帳　□精神保健福祉手帳 | □ |
| | □ ㉚介護保険　要介護認定・要支援認定申請の取り下げ　申請の取り下げが必要な方に提出していただきます。 | □認印 | □ |
| 子育て健康課<br>83-8012<br>□ | □ ㉛受給事由消滅届・認定請求書（児童手当）　故人が児童手当を受給している場合に提出していただきます。併せて、新たに受給者となる人の届け出を行ってください。 | □認印<br>□新たに受給者となる人の通帳の写し | □ |
| | □ ㉜額改定届（児童手当）　故人（お子さん）が児童手当の対象となっている場合に提出していただきます。 | □認印 | □ |
| | □ ㉝受給資格者死亡届・認定請求書（児童扶養手当）　故人が児童扶養手当を受給している場合に提出していただきます。併せて、新たに受給者となる人の届け出を行ってください。 | □認印<br>□新たに受給者となる人の戸籍謄本<br>□新たに受給者となる人の住民票<br>□通帳の写し等<br>（詳細はお問い合わせください） | □ |
| | □ ㉞額改定（減額）届（児童扶養手当）　故人（お子さん）が児童扶養手当の対象となっている場合に提出していただきます。 | □認印 | □ |
| | □ ㉟資格喪失届・認定請求書（特別児童扶養手当）　故人が特別児童扶養手当を受給している場合に提出していただきます。併せて、新たに受給者となる人の届け出を行ってください。 | □認印<br>□新たに受給者となる人の戸籍謄本<br>□新たに受給者となる人の住民票<br>□通帳の写し等<br>（詳細はお問い合わせください） | □ |
| | □ ㊱額改定（減額）届（特別児童扶養手当）　故人（お子さん）が特別児童扶養手当の対象となっている場合に提出していただきます。 | □認印 | □ |

その他（一般的に必要な可能性がある手続き）

■ご葬儀後の手続き・精算

□葬儀代の支払い　□入院費用の精算　□介護用品の精算　□クレジットカードの解約　□インターネットプロバイダの変更・解約　□携帯電話の解約
□普通自動車の名義変更　□お墓の手続き　□住宅ローンの手続き　□ゴルフ会員権・出資金の手続き　□電気・ガス・電話の名義変更
□NHK 受信料手続き

■銀行系の手続き

□名義変更　□証券の手続き　□株券の手続き　□生命・火災保険の手続き　□入院保険金の請求　□診断書の手配

他にも、手続きは多岐に渡り、手続きが進むにつれ添付書類も必要となることがあります。

役場で取得できる主な証明書と手数料

町民課

・住民票除票〔300 円〕　・印鑑登録証明書〔300 円〕　・全部事項証明書（戸籍謄本）〔450 円〕　・個人事項証明書（戸籍抄本）〔450 円〕
・改製原戸籍〔750 円〕　・除籍全部事項証明書（除籍謄本）〔750 円〕　・除籍個人事項証明書（除籍抄本）〔750 円〕

税務課

・所得証明書〔300 円〕　・評価証明書〔300 円〕　・評価証明書（登記用）〔無料〕　・各税納税証明書〔300 円〕　・車検用納税証明〔無料〕
・課税証明書〔300 円〕

戸籍について

相続や各種名義変更手続き等に、死亡した方と相続人について、各手続先より戸籍の提出を求められます。詳しくは各手続先に直接ご確認ください。
なお、戸籍書類の発行は本籍地のみでの発行になります。大井町以外が本籍地の場合は、本籍地の役所に直接来庁するか、本籍地の役所に直接郵送請求していただきますので、ご注意ください。
※場合によっては委任状が必要となりますので、ご注意ください。

郵送請求について

郵送でもご請求いただくことができます。詳しくは本籍地にご確認ください。
・戸籍に関する証明書の交付請求書（郵送請求用）
・手数料（郵便局の定額小為替、または現金書留）
・返信用封筒（受取人の住所・氏名を記入して、切手を貼ったもの）
・身分証の写し（免許証や保険証のコピー）　※顔写真のないものは２点確認になります。

手数料は、戸籍全部事項証明・戸籍個人事項証明　…４５０円
除籍謄本・改製原戸籍謄本　…７５０円

# ■ご案内

| 事　務　局　・　必要な手続き | 場　　所　・　案　　内　　図 |
|---|---|
| 小田原年金事務所<br>・厚生年金<br><br>※厚生年金等を受給されていた方の手続きは、<br>予約制となっております。 | 〒２５０－８５８５<br>神奈川県小田原市浜町１－１－４７<br>０４６５－２２－１３９１<br><br>予約受付専用電話番号<br>０５７０－０５－４８９０（ゴ ヨ ヤ ク ラ）<br>月～金（平日）８：３０～１７：１５<br>・予約相談希望日の１か月前から前日まで受付しています。<br>・連絡の際は年金番号のわかるものをご用意ください。<br> 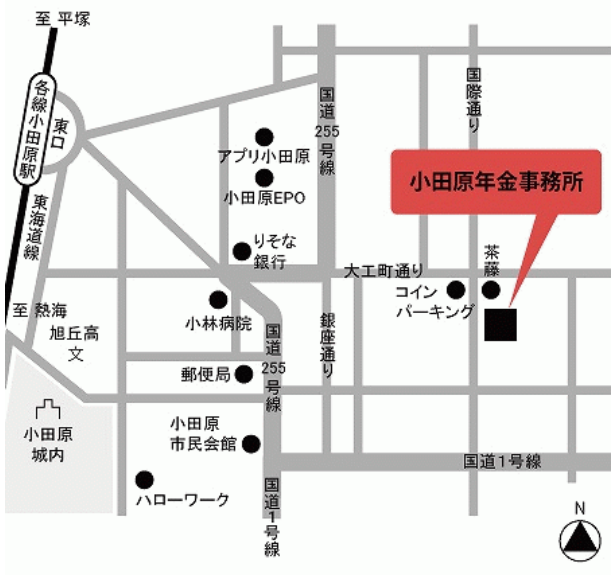 <br> |
| 横浜地方法務局西湘二宮支局<br>・土地・家屋の相続による所有権移転登記<br><br>※相談については、予約制となっております。 | 〒２５９－０１２３<br>神奈川県中郡二宮町二宮１２４０番地１<br>０４６３－７０－１１０２<br> <br> |

| 事　務　局　・　必要な手続き | 場　　所　・　案　　内　　図 |
| --- | --- |
| 小田原税務署<br>・相続税<br>・準確定申告<br><br>※事前に電話してください。 | 〒２５０－８５１１<br>神奈川県小田原市荻窪４４０番地<br>０４６５－３５－４５１１<br> 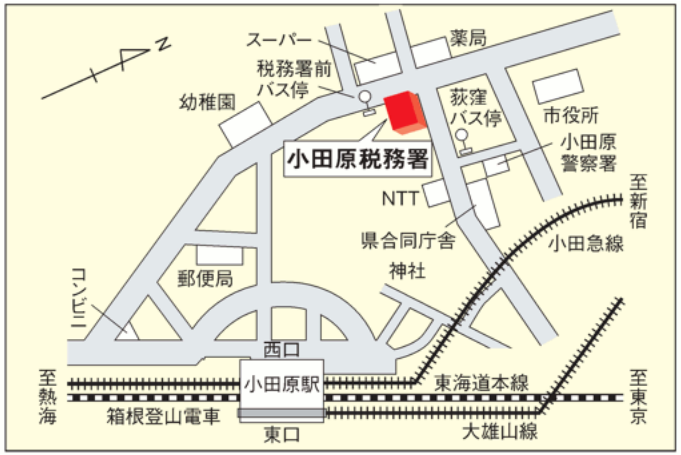 <br> |
| 神奈川県小田原県税事務所<br>・県税の支払い等（自動車税など） | 〒２５０－００４２<br>神奈川県小田原市荻窪３５０番地１<br>０４６５－３２－８０００ |
| 湘南自動車検査登録事務所<br>・普通自動車の名義変更 | 〒２５４－００８２<br>神奈川県平塚市東豊田字道下３６９番地１０<br>０５０－５５４０－２０３８ |
| 軽自動車検査協会　神奈川県湘南支所<br>・軽自動車税の名義変更 | 〒２５４－００８２<br>神奈川県平塚市東豊田字道下３６９番地１３<br>０５０－３８１６－３１１９ |
| 東京入国管理局横浜支局<br>・特別永住者証明書または在留カード | 〒２３６－０００２<br>神奈川県横浜市金沢区鳥浜町１０－７<br>０５７０－０４５－２５９ |

令和３年３月改訂版

# 委　　任　　状

令　和　　年　　月　　日

大　井　町　長　様

住　　所

氏　　名　　㊞

本　　籍

筆 頭 者

次の者を代理人として下記の権限を委任しましたので、通知します。

代理人住所

氏　　名

記

□　戸籍に関する証明の申請及び取得。

# 戸籍に関する証明書の交付請求書（郵送請求用）

| 請求書類 | | 必要な数 | | 必要な人の氏名 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | （個人事項証明・戸籍附票・身分証明書の場合） |
| □ | 戸籍全部事項証明（戸籍謄本） | 通 | | |
| □ | 戸籍個人事項証明（戸籍抄本） | 通 | ⇒ | |
| □ | 戸籍附票 | 通 | ⇒ | 又は 全員分 |
| □ | 平成改製原戸籍謄本 | 通 | | |
| □ | 平成改製原附票 | 通 | | |
| □ | 除籍謄本 | 通 | | |
| □ | 改製原戸籍謄本 | 通 | | |
| □ | 身分証明書 | 通 | ⇒ | |
| □ | その他<br>（　　） | 通 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 本　籍 | | 筆頭者 | |

| | |
|---|---|
| 使用目的 | |

上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

請求者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿